

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和5年6月6日

四條畷市農業委員会議事録

令和5年6月6日(火)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	東山 幸史、西川 一也、土井 一憲、北田 澄子 築山 義治、林 秀一、浦川 秀一、久門 廣美 平井 勉、小林 克重

2 本日の欠席委員

田伏 和司

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局長代理	宇都宮 彰男
事務局主任	森 大和
事務局書記	久保 光希
事務局書記	衣笠 航平

4 本日の議案

- 日程第1 [議案第139号] 農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件
日程第2 [議案第140号] 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出処理報告の件
日程第3 [議案第141号] 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づく農用地利用集積等促進計画の作成の要請の事前協議の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、平井 勉委員と小林 克重委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいきたいと思っておりますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく申し上げます。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件

議長
事務局長代理
事務局書記

議案第139号につきまして、事務局より議案を朗読します。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

農地法第5条の許可とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な許可になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。市街化区域では農業委員会への届出になります。今回は調整区域のため、大阪府の許可が必要になります。

番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。

大字下田原568-1ほか16筆は、下田原集会所の西側付近でございます。

現況は、現地写真の1段目の左側のとおりで、転用目的は露天資材置場となっております。

本議案については、令和5年3月の定例総会で1度審議していたものになります。

これまでの経過としましては、当初転用理由として既存資材置場に太陽光パネルを設置するにあたり、既存資材置場の資材を移転する必要から、申請地を転用し資材置場として利用するものでありました。その後太陽光パネルの設置にあたり経済産業省の補助金を活用する予定でありましたが、その補助金を受けることができなくなったことから転用計画の変更の必要が生じたところです。当時の審査の前提となる理由が変更されることから、大阪府及び大阪府農業会議と調整し、再度審議を行うものです。

今回の申請について、被設定人は建設業を営んでおり、現在、生駒市で利用している資材置場(約10,000㎡)について、住宅地の横にあることから以前より近隣住民から粉塵などの苦情を受けており、土地利用の変更を検討していたところ、クレーンリース、重量物運搬業を営む法人から既存資材置場の土地利用の要望書があり、苦情の解消など現状の土地利用の状況を改善できることから、その要望を受けるため、代替地が必要となり、事業所に近接する申請地を転用するものです。被設定人は農地以外の場所も探しましたが、周辺に約10,000㎡程度の土地がなく、申請地は事業所から徒歩1分程度と近く、国道163号線に隣接していることからこの土地以外の代替性はなかったと聞いております。なお、不足する土地については、申請地に隣接する自己所有地(雑種地)を使用。土地には建築用資材、足場資材、重機、残土など合計約5,000㎡を置き、土地への盛土については、再生砕石によって行うため盛土規制条例の対象外となります。排水は敷地内に排水路を敷設し、農業用水路へ浸水しないよう施工しながら、南側の市の管理河川に放流するものです。また、工期が1年となっているので、工事計画書も提出されています。

また、宅地造成規制法の対象であることから、その事前協議について他法令の指導に対し、適切に対応するむね回答していることを確認しております。

今回の申請地は、農地法施行規則第46条に記載されております、市街化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、一団の農地面積が10ha未満に該当し、第2種農地と考えられ、事務局のこの判断について、関係機関より内容からも止むを得ないと判断されております。

令和5年2月28日(火)に地区農業委員の東山委員、丸石委員と現地立
会調査をすでに行っており、現地の工事内容に変更がなかったことから
今回は不要としました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質
問はありませんか。

林委員

周辺に住宅があるので、同じような苦情がでないよう申請者に念押しして
おいたほうがよいと思う

事務局書記

宅地造成規制法の事前協議でも類似の指導に対し、適切に対応する旨
回答していたので、事務局からも再度苦情の出ないよう念押しします。

議長

ほかにご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2

議案第140号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長

議案第140号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

農地法第5条の届出とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地など
に転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地
目を変更することができません。調整区域では大阪府の許可が必要になり
ますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届
出になります。

番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。

大字清瀧532-1は四條畷小学校の東側付近です。

現況は、現地写真の1段目の右側のとおりで、転用目的は住宅の建築と
なっております。

なお、地区農業委員の浦川委員ともご相談のうえ、現地調査を不要とし
ましたので、5条の届出を受理いたしました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質
問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第3

議案第141号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づく農用地利 用集積等促進計画の作成の要請の事前協議の件

議長

議案第141号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、案件の説明の前に、案件に関係することから、現在までの進捗
をみなさまに共有したいということで、市民生活部の高山参事から説明を
お願いします。

市民生活部参事

下田原で実施予定のほ場整備の説明をさせていただきます。

下田原では農地中間管理機構関連農地整備事業という事業を活用し、実際のほ場整備の手続きを進めております。別紙1をご覧ください。この事業は、ほ場整備する農地をすべて農地中間管理機構(大阪府みどり公社)へ貸して、その農地を認定農業者などの担い手が借りることを条件に、ほ場整備の事業費を全額公費によって実施できる内容となっております。

利用権とは、農地を耕作(利用)する権利であり賃借権や使用貸借などをまとめた表現となっております。

下田原では、この担い手に関して、地域の有志農業者で法人を設立し、その法人が借り手となることを決めました。

また、令和5年2月に下田原の関係者に対し、地元説明会を実施し、その際、使用したスケジュールとはほ場整備の対象区域も共有させていただきます。なお、対象区域は地元説明会から増減があり、実際は議案書の位置図によります。

ほ場整備の完了は令和11年度を目標としておりますが、工事の内容によっては遅くなる可能性もあります。

事務局書記

ありがとうございました。それでは、議案のご説明をいたします。別紙2も併せてご覧ください。

農地中間管理事業とは、農地の貸借について農地の貸し手と借り手の間に農地中間管理機構(大阪府みどり公社)が仲介し、貸借を促進するものになります。通常の許可申請とは違い、今後農用地利用促進計画といういわゆる契約書に等しい計画書を公社が大阪府へ申請し、その計画を大阪府が公告することで権利が移動します。

権利については、農地所有者と公社で貸し借りの権利が、公社と法人で貸し借りの権利がそれぞれ発生します。

今回、農地所有者から農地を公社へ貸付する申出書が、法人から農地を公社から借受する申出書が農業委員会に対し提出されたので、公社に対し計画書作成に関する協議を依頼するものです。

番号1の場所については、位置図No3をご覧ください。

範囲は下田原の広範囲に渡っており、ほ場整備の場所と一致する予定となっております。また、法人についても地域の農業者で構成されており、今後地域の担い手となっていく予定と聞いております。

また、別紙の「農地中間管理事業の推進に関する法律の農業委員会事務手続き」をご覧ください。この法律による農業委員会の関係する事務は5つあり、そのうち、2と5は農業委員会から文書を出すものになります。今後、この法律による手続きがあった場合は、今回のように事前協議の審議と促進計画案を作成したのちの要請の2回審議を行っていくこととしております。

事務局からは以上でございます。

議長
全委員
議長

本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

なし。

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこちらをもちまして閉会とします。

午後2時20分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記